

---

プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目 第 108 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 108 回企業結合専門委員会（2023 年 8 月 10 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

### 適用時期及び経過措置

2. 適用時期及び経過措置について税制を踏まえて実務上のニーズがあるため事務局提案に賛同する。

### 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案

#### （基準開発の範囲）

3. 関連会社株式になるケースも想定されること、米国会計基準との整合性、さらに総体としての株主の観点との整合性から、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式に該当しなくなった場合を対象とする案が望ましいと考える。

#### （帳簿価額による会計処理の論拠）

4. 従来の事務局の整理のとおり、企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等適用指針」という。）第 10 項(2)の延長線上という整理の方が適切と考える。
5. 総体としての株主の観点から投資が継続しているというのは、0%から 100%の子会社株式配当のすべての状況に当てはまると考えられる。また、共通支配下の組織再編に類似しているという理屈の付け方に懸念がある。
6. 結論の背景において「今回の基準開発の範囲のケースについては、スピンオフとして子会社の事業を分離・独立させる目的で行われたものに該当することについて異論は出なかった。」との記載があるが、異論が出なかったことだけを論拠とするのではなく、審議の過程で検討した内容を含めてはどうか。

**「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案****(連結上の適正な帳簿価額)**

7. 連結財務諸表上の適正な帳簿価額という用語は、これまで会計基準等において定義されていない。加えて、連結財務諸表上で減額される配当財産の相手勘定は個別財務諸表のようにその他資本剰余金又はその他利益剰余金になるのではなく、取得後利益剰余金やその他の包括利益累計額が減額されることとなり、個別財務諸表の配当の処理とは異なると考えられる。このため、配当財産の連結財務諸表上の適正な帳簿価額をもってその他利益剰余金又はその他資本剰余金を減額するとの表現は適切ではないと考える。

**(その他)**

8. 投資の修正額のうち、追加取得等によって生じた資本剰余金を、連結財務諸表上、配当により個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額を修正するとの提案がなされているが、この部分を区別して処理するのは困難であるとする。また、このように定めると追加取得等によって生じた資本剰余金自体を修正すると誤解される懸念があるのではないかと考える。
9. 追加取得等による資本剰余金があるケースなど一部取扱いが難解であると感じるため、ニーズがある場合には設例を追加した方が理解に資すると思われる。

以 上